1	銘柄名称	NEXT NOTES 野村日本株高配当70(ドルヘッジ、ネットリターン)ETN
2	銘柄コード	20480
3	新規記録に係る振替受益権の総数	300,000　　口
4	新規記録日	2015年9月2日

※上記以外の銘柄情報は、2頁目以降を御参照ください。

別紙

①	銘柄名称	NEXT NOTES 野村日本株高配当 70(ドルヘッジ、ネットリターン)ETN
②	当初の委託者の氏名又は名称及び住所	野村證券株式会社 〒103-8011 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
③	受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所	(共同受託者) ■ 三菱UFJ信託銀行株式会社 〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 ■ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 〒105-8579 東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号
④	各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期(弁済期の定めがないときは、その旨)その他の受益債権の内容	(分配金) 1 本外国指標連動証券について利息が支払われる場合、受託者は、受益者に対して分配金を支払うため、次の方法により、受益権一口あたりの信託分配単価の算出を行います。受益権一口あたりの信託分配単価は、入金された利息の総額を、受益権の総口数で除して算出するものとします。 2 受託者は、分配金に係る権利確定日現在の受益者に対して、前項に規定する受益権一口あたりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。 (信託の一部解約による金銭受領の禁止) 受益者は、本信託の一部を解約して金銭を受領することはできません。 (信託期間中の金銭の給付の方法) 1 上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(以下、契約条項という)第 21 条の分配金を受益者に支払う場合、その他信託期間中に、受益者に給付すべき金銭が生じた場合、受託者は、当該金銭の金額から個別契約で定める手数料(以下「給付手数料」といいます。)及びこれに係る消費税等の相当額並びに信託費用(もしあれば)を控除した金額を、銀行振込による方法、証券口座振込による方法、又は払出証書等による方法その他受託者が指定する方法(当該時点で実施可能な方法に限ります。)によって、受益者に給付するものとします。受託者は、受領した金銭に係る付利の義務を負わず、付利を行いませんが、当該金銭の受領の手続に際して、他の金融機関等で金利等が発生した場合には、当該金利等は本信託財産に帰属します。 2 受託者が銀行振込による方法又は証券口座振込による方法によって給付を行う場合、受益者の指定する銀行口座又は証券口座への振込手続が完了したときに、受託者は当該給付義務を履行したものとみなされます。 3 受託者が払出証書等による方法によって給付を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者(受託者その他金融機関及び郵便局(銀行代理業者)を含みますが、これらに限られません。)に対し当該証書を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領したときに当該給付義務を履行したものとみなされます。 4 受益者は、払出証書等による方法によって給付を受ける場合、当該給付に係る支払が可能となった日から 1 箇月後の応当日(以下「給付交換期限日」といいます。)までに当該給付に係る支払を受領するものとします。 5 受託者は、給付交換期限日の翌銀行営業日(以下「振替給付日」といいます。)に、未払となっている給付に係る金銭を受託者の固有財産である銀行勘定に帰属させる方法により給付を行います。受益者は、振替給付日以後は、受託者の固有勘定に対し給付に係る金銭の支払を請求する債権(当該債権に利息は生じないものとします。以下「給付代り金支払請求権」といいます。)を取得します。 この場合、受託者は、受益者が給付代り金支払請求権を取得したときに当該給付義務を履行したものとみなされます。 6 受益者が給付代り金支払請求権を振替給付日から 10 年間行使しないときは、給付代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。 (残余財産の給付等) 1 残余財産は、受益者が金銭でその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。 2 受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。 3 受託者は、かかる本信託の清算手続において、以下に定める方法により受領した金額から個別契約で定める手数料(以下「残余財産給付手数料」といいます。)及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用(もしあれば)を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)と共に受益者に給付するものとします。 (1)受託外国指標連動証券がすでに償還されている場合、償還により受領した金額。 (2)残余財産として受託外国指標連動証券が残存する場合、(i)受託外国指標連動証券に保有者の選択によって繰上償還がされる旨の定めがあるときは、かかる繰上償還に関する定めに基づき、発行会社に対して本信託終了後速やかに繰上償還の通知を行い、当該繰上償還により受領した金額、又は(ii)委託者に対して本信託終了後速やかに契約条項第 30 条第 1 項の受託外国指標連動証券買取請求を行い、当該買取請求に基づき受領した金額。但し、受託者が上記(i)の繰上償還の通知及び(ii)の買取請求を行ったにもかかわらず、発行会社及び受託外国指標連動証券に係る保証会社並びに委託者が合理的な期間内にこれに応じず、又はその他の理由により合理的な期間内に繰上償還及び受託外国指標連動証券の買取が行われなかった場合は、受託者の裁量によりその他の適当な方法を用いて合理的な期間内に処分することにより受領した金額。 4 受託者は、前項の清算手続に際して外貨を受領した場合には、契約条項第 23 条に準じて円貨に変換します。 5 受託者は、受託者が清算手続で受領した金銭に係る付利の義務を負わず、付利を行いません。また、受託者は、清算手続において、他の金融機関で生じた金利等も給付せず、当該金利等を第 3 項の手数料として収受することができます。 6 受託者は、第 3 項の金銭の給付については、銀行振込による方法、証券口座振込による方法、又は払出証書等による方法その他受託者が指定する方法(当該時点で実施可能な方法に限ります。)によって行います。

		7 受託者が銀行振込による方法又は証券口座振込による方法によって給付を行う場合、受益者の指定する銀行口座又は証券口座への振込手続が完了したときに、受託者は本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。 8 受託者が払出証書等による方法によって給付を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者（受託者その他金融機関及び郵便局（銀行代理業者）を含みますが、これらに限られません。）に対し当該証書を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。 9 受益者は、払出証書等による方法によって給付を受ける場合、当該給付に係る給付交換期限日までに当該給付に係る支払を受領するものとします。 10 受託者は、振替給付日に、未払となっている給付に係る金銭を受託者の固有財産である銀行勘定に帰属させる方法により給付を行います。受益者は、振替給付日以後は、受託者の固有勘定に対し給付に係る給付代り金支払請求権を取得します。この場合、受託者は、受益者が給付代り金支払請求権を取得したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。 11 受益者が給付代り金支払請求権を振替給付日から 10 年間行使しないときは、給付代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。 12 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、本条に基づく処理の結果に関して受益者に生じうる一切の損害等について責任を負いません。
⑤	受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容	―
⑥	当該受益証券発行信託において、受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定めの要旨	―
⑦	受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め	（信託費用） 信託費用は本契約条項に特段の定めがある場合を除いて委託者の負担とし、委託者は、受託者と委託者が別途定める内容に従って、信託費用を受託者に支払います。
⑧	信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期	1 受託者は、受託者が別途定める日に、第一管理信託報酬を委託者から、受託者と委託者が別途定める方法によって収受します。 2 受託者は、各計算期間の計算期日の翌日に、当該計算期間に係る第二管理信託報酬を本信託財産から収受します。 3 受託者は、信託期間中の金銭の給付を行う日に、第三管理信託報酬を本信託財産から収受します
⑨	受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）	（受益者の権利行使） 1 受益者は、本受益権の行使（但し、受益債権の行使を除きます。）をするには、振替法第 127 条の 27 第 3 項本文の規定により書面の交付を受けたうえ、受託者に当該書面を提示しなければなりません。 2 受益者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該本受益権についての振替法第 127 条の 4 第 3 項各号に掲げる事項（但し、主務省令で定めるものを除きます。）を証明した書面の交付を請求することができます。但し、当該本受益権について、既に本項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していない者については、この限りではありません。 3 前項本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった本受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができません。 （受託者の行為の差し止め請求） 本信託においては、6 箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第 44 条第 1 項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。 （受益者の意思決定） 1 本契約条項、個別契約又は信託法その他の法令等に基づく受益者の意思決定が必要な場合（但し、契約条項第 52 条に定める本契約条項の変更を除きます。）には、当該意思決定は、本条に定める方法（以下「受益者決議手続」といいます。）により行います。 2 受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも行うことができます。 3 総受益権口数の 100 分の 3 以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる合理的な理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、受益者決議手続を行うものとします。 4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、契約条項第 25 条第 1 項第 6 号に基づき設定された権利確定日の 2 週間前までに、当該権利確定日を公告します。 5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次の各号に掲げる事項を定めなければならないものとします。 (1) 受益者決議手続の決議日（以下「受益者決議日」といいます。） (2) 受益者決議手続の目的である事項 (3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面（以下「投票権行使書面」といいます。）の提出期限（以下「投票権行使期限」といいます。） 6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の 2 週間前までに、第 4 項の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をもってその通知を発しなければならないものとします。当該通知には、前項各号に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付することができます。 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する本受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。但し、本受益権が本信託財産に属するときは、受託者は、当該本受益権については、投票権を有しないものとします。

		8　受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数をもって行います。但し、信託法第42条の規定による責任の免除に係る意思決定については、すべての受益者の一致によってこれを決するものとします。 9　受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとします。 10　投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成するものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成するものとみなします（但し、同一の受益者決議手続において相反する内容の議案が提出されている場合を除きます。）。 11　受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとします。 12　受託者は、受益者決議手続の決議の結果について、受益者に報告するものとします。 （信託監督人及び受益者代理人） 信託監督人及び受益者代理人はおりません。
⑩	限定責任信託の名称及び事務処理地（当該受益証券発行信託が限定責任信託である場合に限る。）	―